

公益財団法人宮崎県暴力追放センター役員及び評議員の 報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県暴力追放センター（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、無給とする。
- 3 常勤役員には、扶養手当と期末手当を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬は別表の「役員の報酬」のとおりとする。

- 2 常勤役員には、役員賞与を毎年6月及び12月に支給するものとする。
この場合、支給率は、この法人の一般職員の月額に乗じた支給率と同一とする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別に定める退職手当規程に基づく算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については職員の例によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名

義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、通勤の実態の応じ、通勤費又は交通費を支給し、その計算方法は別に定める給与規程に準ずる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員並びに名誉会長・顧問には、別に定める旅費規程に基づき、会議出席等の交通費を支給するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

別表（第4条関係）

役員報酬月額

役員名	報酬月額
専務理事	260,000円